

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書の概要について

令和元年9月19日
東北電力株式会社

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

- 氏名又は名称 東北電力株式会社
- 住 所 仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 代表者の氏名 取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉

二 工場又は事業所の名称及び所在地

- 名 称 女川原子力発電所
- 所 在 地 宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市

三 発電用原子炉の名称

- 名 称 女川原子力発電所 1号発電用原子炉

四 廃止措置対象施設及びその敷地

1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地

- 廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号発電用原子炉及びその附属施設。(3 参照)

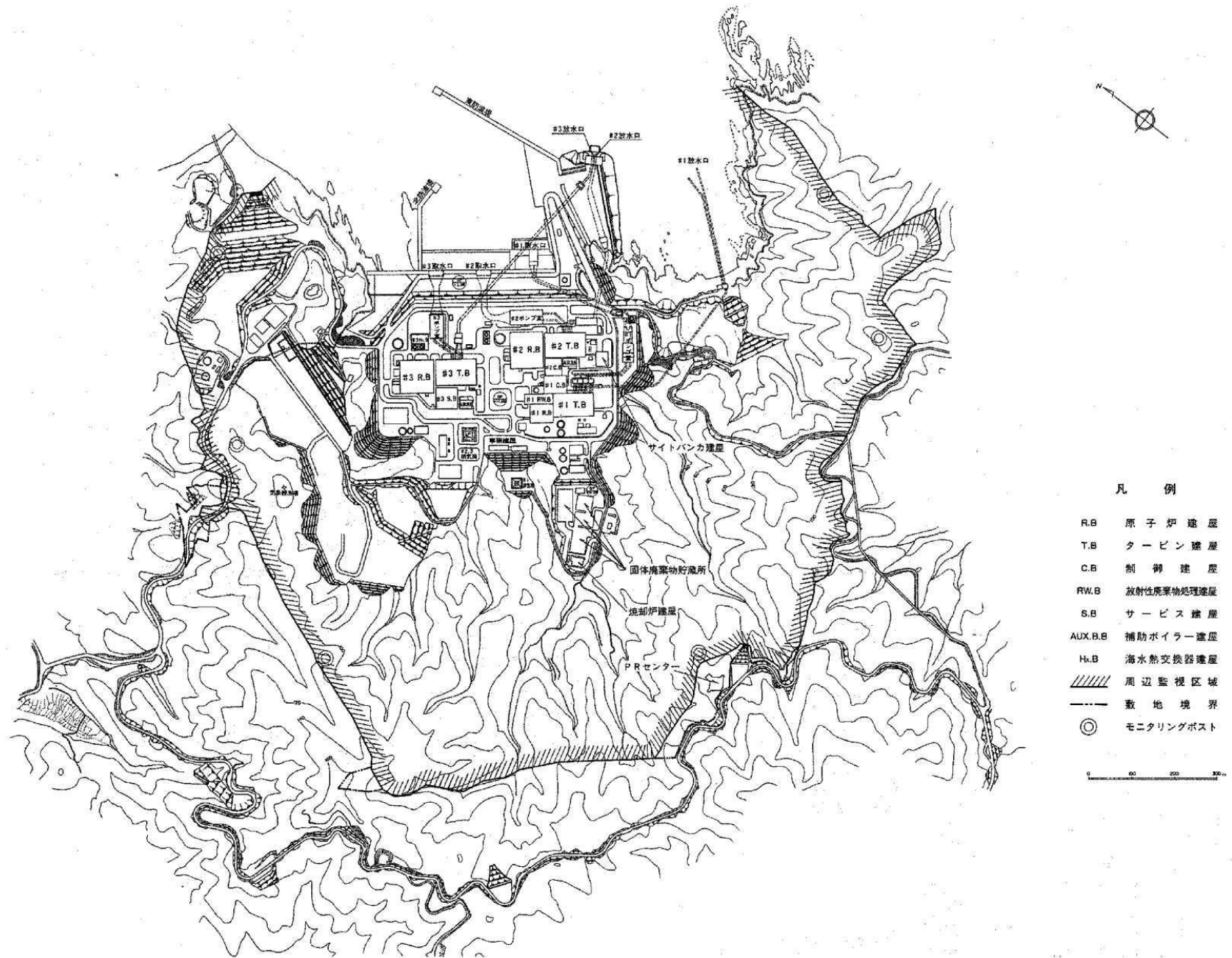
2. 廃止措置対象施設の状況

(1) 廃止措置対象施設の概要

型式	濃縮ウラン, 軽水減速, 軽水冷却形(沸騰水形)
熱出力	約1,590MW

(2) 廃止措置対象施設の運転履歴

設置許可	昭和45年12月10日
初臨界	昭和58年10月18日
原子炉停止	平成23年3月11日
炉心からの燃料取出し完了	平成26年11月27日
原子炉運転期間 (初臨界～原子炉停止)	約27年



廃止措置対象施設の敷地

(3) 廃止措置対象施設の状況

a. 核燃料物質の状況

- 使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵庫に貯蔵中(7 参照)。

b. 放射性廃棄物の状況

- 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、原子炉設置許可申請書に記載した方法に従って処理を行い、管理放出している。
- 放射性固体廃棄物は、原子炉設置許可申請書に記載した方法に従って、廃棄物の種類に応じた処理を行い、廃棄施設等に貯蔵又は貯蔵保管している。

c. 廃止措置対象施設の汚染状況

- 原子炉容器及び原子炉容器の外側のしゃへい壁を含む領域(原子炉領域)には、放射能レベルが比較的高い汚染がある。
- 汚染された区域は全て管理区域を設定し、管理している。

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設

- 解体の対象となる施設は、2号又は3号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎を除く全て。

2. 廃止措置の基本方針

- 安全確保を最優先に、関係法令及び関係告示を遵守する。
- 周辺公衆及び放射線業務従事者に対し、告示に基づきに定められている線量限度を遵守するとともに、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低くするよう、効率的な汚染の除去、遠隔装置の活用、汚染拡大防止措置等を講じた解体撤去手順及び工法を策定する。
- 1号炉に燃料を貯蔵している間は、炉心への再装荷を不可とする措置を講じる。
- 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、適切に処理を行い管理放出するとともに周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視を行う。また、放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類に応じた処理を行い、廃止措置が終了するまでに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。
- 2号及び3号炉の運転に必要な施設(可搬型重大時事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。)の機能に影響を及ぼさないよう工事を実施する。
- 隣接する2号炉への影響を防止するために、対象の機器・配管等の解体撤去が2号炉の必要な機能に影響を与えないことを確認した上で、工事を実施する。
- 1号炉廃棄物処理建家内及び制御建家内に設置している2号炉との共用設備については、2号炉の必要な機能に影響を与えない措置を講じた上で、建家等解体撤去期間開始までに共用を取止め、1号炉廃棄物処理建家内及び制御建家内に解体対象施設以外は残存しないようにする。

3. 廃止措置の実施区分

- 廃止措置は、廃止措置期間全体を4段階に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進むための準備をしながら確実に進める。
- 今回の申請では、第1段階に行う具体的事項について記載する。
- 第2段階以降に行う具体的事項については、第1段階に実施する汚染状況の調査結果や管理区域外の設備の解体撤去経験等を踏まえ、解体撤去の手順及び工法、放射性物質の処理及び管理方法等について検討を進め、第2段階に入るまでに廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。

4. 解体の方法

区分	主な工事
第1段階 解体工事準備期間	①核燃料物質の搬出 ②汚染状況の調査 ③核燃料物質による汚染の除去及び放射性廃棄物の処理処分 ④管理区域外設備の解体撤去
第2段階 原子炉領域周辺設備解体撤去期間	⑤原子炉領域設備以外の管理区域内設備の解体撤去 (③, ④は継続して実施)
第3段階 原子炉領域設備等解体撤去期間	⑥原子炉領域設備の解体撤去 (③, ④, ⑤は継続して実施)
第4段階 建家等解体撤去期間	⑦管理区域の解除 ⑧建家等の解体撤去(③, ④は継続して実施)

六 核燃料物質の管理及び譲渡し

1. 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量

(令和元年6月末現在)

1号炉の核燃料物質の存在場所		種類	数量
1号炉原子炉建家内	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	821体
		新燃料	40体
	新燃料貯蔵庫	新燃料	1体
2号炉原子炉建屋原子炉棟内	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	95体
3号炉原子炉建屋原子炉棟内	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	66体

2. 核燃料物質の管理

- 1号炉の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、使用済燃料貯蔵設備で貯蔵する。
- 1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している使用済燃料は、第2段階の開始までに、使用済燃料輸送容器を使用して、3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備に搬出し、貯蔵する。
- 1号炉の新燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建家内の新燃料貯蔵庫及び使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する。

3. 核燃料物質の譲渡し

- 1号炉の使用済燃料は、廃止措置終了までに再処理事業者に譲り渡す。
- 1号炉の新燃料は、第2段階の開始までに加工業者に譲り渡す。なお、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立てを行い、新燃料貯蔵庫に一時的に貯蔵した後に譲り渡す。

七 核燃料物質による汚染の除去

1. 除染の方針

- 放射化汚染は、放射能レベルの比較的高い原子炉領域設備等を対象に時間的減衰を図る。また、二次的な汚染は、時間的減衰を図るとともに効果的な除染を行う。
- 現状の汚染分布(15 参照)は、第1段階の除染結果も踏まえた評価の見直しを行う。
- 除染は、放射線業務従事者の被ばく線量、除染効果、放射性廃棄物の発生量等の観点から、機械的方法又は化学的方法を効果的に組み合わせて行う。実施に当たっては、維持管理設備の機能に影響を及ぼさないように、また、汚染の拡大防止、放射線業務従事者の被ばく低減対策等の措置を講じる。

2. 第1段階の除染

- 二次的な汚染が多く残存していると推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するため有効とされる範囲を選定する。
- 除染対象箇所の線量当量率があらかじめ定めた目標値に達するまで実施する。ただし、線量当量率が目標値に達する前であっても、除染時の線量当量率の測定結果等から、それ以上の除染効果が見込めないと判断した場合又は放射線業務従事者の被ばくを低減するため有効と認められないと判断した場合は、除染を終了する。

3. 第2段階以降の除染

- 第2段階に入るまでに、除染の要否、除染の方法等について検討し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。

八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

1. 放射性気体廃棄物の廃棄

(1) 第1段階

- 換気系排気が主となる。
- 原子炉運転中と同様に処理し、管理放出する。

(2) 第2段階以降

- 第1段階に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、第2段階に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。

2. 放射性液体廃棄物の廃棄

(1) 第1段階

- 各建家の機器からのドレン等の原子炉運転中と同様な廃棄物が発生する。
- 原子炉運転中と同様に処理し、管理放出する。

(2) 第2段階以降

- 第1段階に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、第2段階に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。

3. 放射性固体廃棄物の廃棄

(1) 処理の方法

a. 第1段階

- 使用済樹脂等の原子炉運転中と同様な廃棄物が発生する。
- 原子炉運転中と同様に処理し、固体廃棄物貯蔵所等の貯蔵容量を超えないように管理する。

b. 第2段階以降

- 第1段階に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、第2段階に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。

第1段階の放射性固体廃棄物の推定発生量

放射性固体廃棄物の種類	推定発生量
固化体	ドラム缶 約1,260本相当
雑固体廃棄物	ドラム缶 約5,050本相当
使用済樹脂	約17m ³
ランドリ廃スラッジ	約60m ³

(2) 処分方法

- 1号炉から発生した放射性固体廃棄物は、廃止措置終了までに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。

廃止措置計画認可申請書の概要(本文九)

九 廃止措置の工程

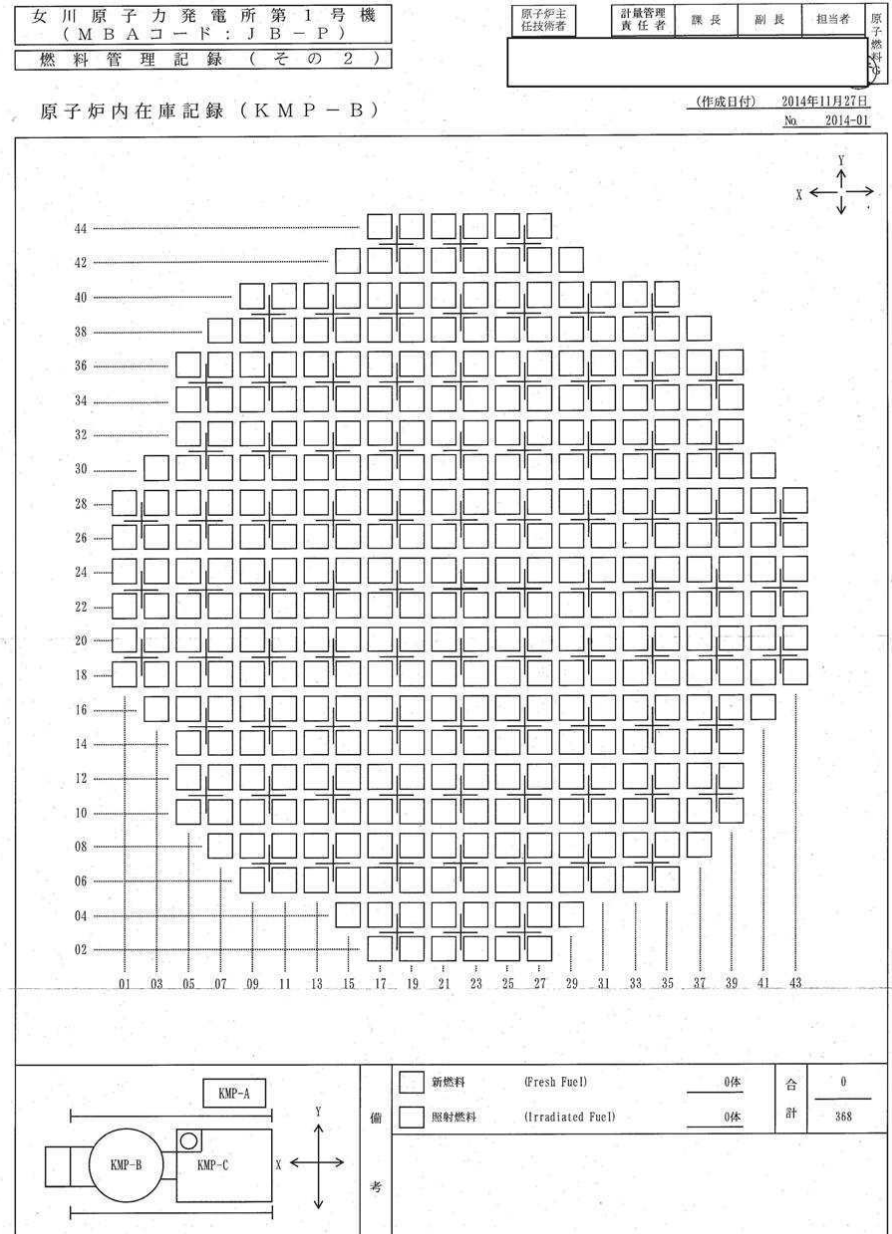
➤ 廃止措置計画の認可以降、本計画に基づき実施し、令和35年度までに終了する予定。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度	令和33年度	令和34年度	令和35年度		
解体工事準備期間								原子炉領域周辺設備 解体撤去期間								原子炉領域設備等解体撤去期間								建家等解体撤去期間											
核燃料物質の搬出																																			
核燃料物質による汚染の除去																																			
汚染状況の調査																																			
安全貯蔵								管理区域内設備（原子炉領域周辺）の解体撤去																											
								原子炉領域設備の解体撤去																											
																								建家等の解体撤去											
管理区域外設備の解体撤去																																			
放射性廃棄物（運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物）の処理処分																																			

廃止措置計画認可申請書の概要(添付書類一)

添付書類一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取出していることを明らかにする資料

- 平成26年11月27日に炉心からの取り出しを完了したときに作成した原子炉内在庫記録を示す。空白は、燃料が装荷されていない状態を示す。



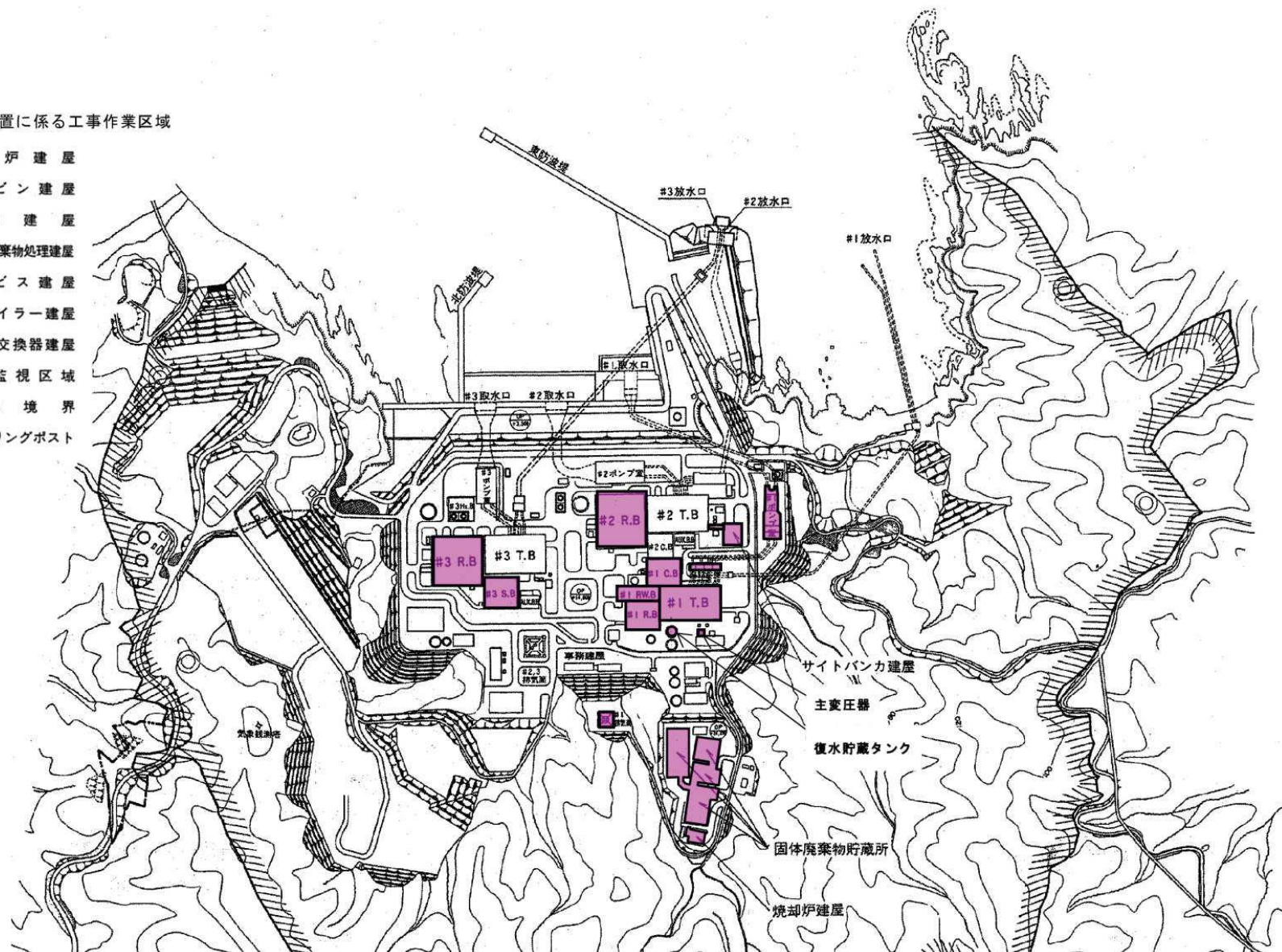
原子炉内在庫記録

添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

➤ 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図を下図に示す。

凡例

- 廃止措置に係る工事作業区域
- R.B 原子炉建屋
- T.B タービン建屋
- C.B 制御建屋
- RW.B 放射性廃棄物処理建屋
- S.B サービス建屋
- AUX.B.B 補助ボイラー建屋
- Hx.B 海水熱交換器建屋
- 周辺監視区域
- 敷地境界
- モニタリングポスト



廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

1. 放射線管理

- 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、関係法令及び関係告示を遵守し、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くする。具体的方法については、原子炉運転中の放射線管理に準じて実施する。

2. 被ばく評価

(1) 放射線業務従事者の被ばく評価(第1段階)

- 原子炉停止中の施設の維持管理作業等に伴う放射線業務従事者の被ばく線量の実績、除染作業等における人工数をもとに評価し、約0.7人・Sv/8年間と想定。

(2) 廃止措置対象施設の周辺公衆の被ばく評価(第1段階)

a. 放射性気体・液体廃棄物の放出による被ばく評価

- 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」における放射性気体・液体廃棄物による被ばく線量評価方法を基本として評価する。(気象条件は、現地における2012年1月から2012年12月までの観測による実測値を使用)
- 敷地境界外における評価結果は、「線量目標値に関する指針」に示される線量目標値50 μ Sv/yを下回る。

項 目	実効線量
放射性気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量	約5.3 μ Sv/y
放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量	約0.9 μ Sv/y
放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量	約0.6 μ Sv/y
合 計	約6.7 μ Sv/y

b. 放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量

- 解体工事準備期間は管理区域内の解体工事を行わず、原子炉運転中の施設定期検査等と同等の状態である。また、発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵所等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管するため、運転中の評価結果を超えることはなく、人の居住する可能性がある敷地境界外において年間50 μ Gyを下回る。

添付書類四 廃止措置中の過失, 機械又は装置の故障, 地震, 火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類, 程度, 影響等に関する説明書

1. 第1段階の事故時における周辺公衆の受ける線量評価

旧原子力安全委員会指針である「安全評価審査指針」を準拠し, 第1段階の事故を想定して実施する。

1.1 事故の想定

- 炉心への燃料の再装荷を不可とする措置を講じること, 使用済燃料を貯蔵していること, 原子炉の運転停止から長期間が経過していること, 放射性物質によって汚染された区域の解体撤去工事を行わないこと, 安全確保上必要な機能を有する設備を維持管理することから, 原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。
- 「原子炉設置許可申請書 添付書類十」において評価している事故事象から「燃料集合体の落下」を選定し, 原子炉停止時点からの減衰期間(約6年)を考慮して評価する。(気象条件は, 現地における2012年1月から2012年12月までの観測による実測値を使用)

1.2 評価結果

- 燃料集合体の落下による敷地境界外における周辺公衆の受ける実効線量は約 1.0×10^{-3} mSvであり, 「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における「燃料集合体の落下」の評価結果を下回る。
- 上記の値から判断して, 本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。

	実効線量[mSv]
希ガスの γ 線外部被ばくによる実効線量	約 9.7×10^{-4}
よう素の内部被ばくによる実効線量	約 2.5×10^{-5}
合計	約 1.0×10^{-3}

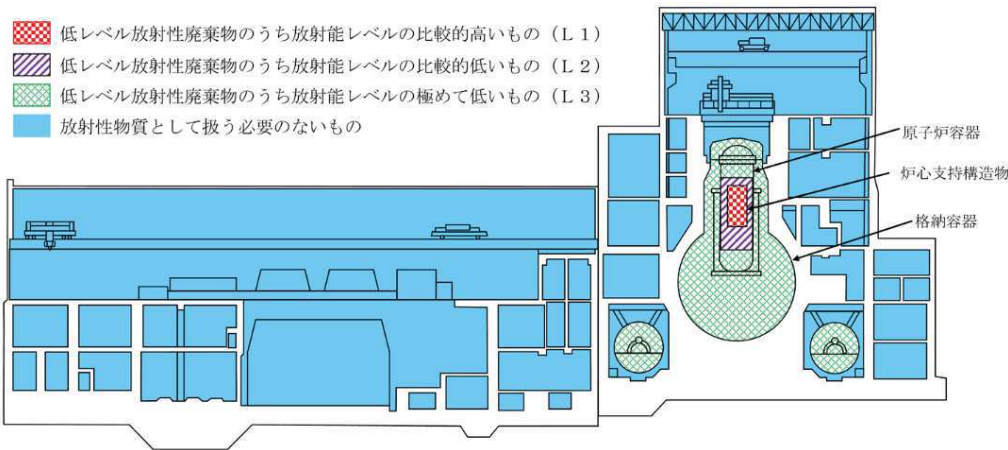
添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

1. 汚染の分布の評価

- 沸騰水型原子炉施設のモデルプラントにおける評価結果を基に推定。今後、第1段階に実施する汚染状況の調査結果を踏まえた評価の見直しを行い、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。

2. 現状の評価

- 主要設備の放射能レベルを推定し、汚染分布及び放射能レベル区分別の放射性廃棄物発生量を評価。



推定汚染分布図

廃止措置期間中での放射性固体廃棄物の推定発生量

放射能レベル区分		推定発生量
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1)	約60 t
	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	約740 t
	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約5,340 t
放射性物質として扱う必要のないもの		約12,400 t
合計※		約18,500 t

※:その他、放射性廃棄物でない廃棄物が約284,000t発生

3. 今後の評価

- 放射化汚染は、放射化されたものに関して生成核種を同定するとともに、生成核種の放射能濃度分布を計算による方法及び測定による方法によって評価する。
- 二次的な汚染は、配管及び機器の外部からγ線の測定を行うとともに、施設を構成する配管及び機器の材料組成を考慮して腐食生成物中の核種組成比を計算又は測定により評価する。

添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

1. 概要

- 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等は、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能を維持管理する。
- 維持管理対象設備の維持管理に関しては、保安規定に管理の方法を定めて実施する。

2. 維持管理に関する内容

(1) 第1段階

- 維持管理対象設備を 17 及び 18 に示す。それぞれの設備に要求される機能及び性能を維持管理する。
- 女川原子力発電所2号炉の津波防護対策において、1号炉取放水路からの津波の流入を防止するために、新たに取放水路流路縮小工を設置するが、維持管理対象とする原子炉補機冷却系等の機能及び性能を発揮するための必要な流量が確保される設計としている。

(2) 第2段階以降

- 第2段階に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。

廃止措置計画認可申請書の概要(添付書類六) (2/3)

維持管理対象設備(1/2)

施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称※	維持期間
原子炉本体	放射線しゃへい体	原子炉容器の外側のしゃへい壁等	炉心支持構造物等の解体が完了するまで
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機等	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで
		使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール等)	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気筒	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系(廃液収集タンク等)等	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生廃液)等	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ	関連する設備の供用が終了するまで
		プロセス・モニタ	原子炉補機冷却系及び非常用補機冷却系の供用が終了するまで

※: 2号又は3号炉との共用設備は、2号又は3号炉の設備として保守管理を実施するため、維持管理の対象から除く

廃止措置計画認可申請書の概要(添付書類六) (3/3)

維持管理対象設備(2/2)

施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称※	維持期間
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
		排水モニタ等	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家等	管理区域を解除するまで
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機等	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで
建物及び構築物	建物及び構築物	放射性廃棄物処理建家等	各建家の管理区域を解除するまで
原子炉補助設備	原子炉補助設備	原子炉補機冷却系(熱交換器等)等	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで
発電所補助設備	発電所補助設備	換気系(放射性廃棄物処理建家換気系等)	各建家の管理区域を解除するまで
		消火装置(消火栓等)	各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで
附帯設備	照明設備	非常用照明設備	各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで

※:2号又は3号炉との共用設備は、2号又は3号炉の設備として保守管理を実施するため、維持管理の対象から除く

追補 添付書類六の「2. 維持管理に関する内容」 (使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)から冷却水が大量に漏れいする事象における燃料の評価)

1. はじめに

- 「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」において、「使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の重大事故対策設備の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること。」が要求されている。

2. 燃料集合体の健全性評価について

- 使用済燃料貯蔵設備の冷却水が全て喪失した場合における燃料被覆管表面温度と1年後の燃料被覆管のクリープ歪の評価を行い、燃料集合体の健全性に影響がないことを確認。

3. 未臨界性の評価について

- 使用済燃料貯蔵設備の冷却水が沸騰や喪失した場合における実効増倍率の評価を行い、臨界を防止できることを確認。

4. 重大事故対策設備の必要性について

- 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏れいする事象を考慮しても、燃料の健全性に影響はなく、また、臨界にならないことが確認できていることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故対策設備は不要である。

燃料被覆管最高表面温度	1年後の燃料被覆管のクリープ歪	実効増倍率
287℃	約0.1%	0.934

添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

1. 廃止措置に要する費用

- 原子力発電施設解体引当金制度に基づく原子力発電施設の解体に要する総見積額は以下のとおり。

項目	見積額
施設解体費	約300億円
解体廃棄物処理処分費	約119億円
合計	約419億円

(平成30年11月末現在)

2. 資金調達計画

- 廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。
- 原子力発電施設解体引当金累積積立額は以下のとおりであり、今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積額の全額を積み立てる計画である。

原子力発電施設解体引当金
約307億円

(平成30年度末現在)

添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書

1. 廃止措置の実施体制

以下の体制を確立することにより、廃止措置に関する保安管理業務を円滑かつ適切に実施する。

- 保安規定において保安管理体制を定め、廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を明確にする。
- 保安管理上重要な事項を審議するための委員会の設置及び審議事項を規定する。
- 廃止措置の実施に当たりその監督を行う者を選任し、各職位の業務を総括的に監督させる。

2. 廃止措置に係る経験

- 昭和59年6月に女川原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計4基の原子力発電所で35年余りの運転実績を有しており、多くの保守管理、放射線管理等の経験及び実績を有している。
- 廃止措置の実施に当たる組織は、これらの経験を有する者で構成し、廃止措置を安全に実施する。

3. 技術者の確保

- 本店及び女川原子力発電所の技術者は762名。(令和元年7月1日現在)
- 上記のうち、各有資格者数は以下のとおりであり、今後も必要な技術者及び有資格者を確保していく。

技術者のうち有資格者数		
原子炉主任技術者	核燃料取扱主任者	第一種放射線取扱主任者
26名	6名	68名

4. 技術者に対する教育・訓練

- 廃止措置に係る業務に従事する技術者に対しては、保安規定に基づき、教育及び訓練の実施計画を立て、それに従って教育及び訓練を実施する。

添付書類九 品質保証計画に関する説明書

- 保安規定において、社長をトップマネジメントとする品質保証計画を定め、保安規定及び原子力品質保証規程並びにそれらに基づく下部規程により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。
- 廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。
- 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備の保守管理等の廃止措置に係る業務は、品質保証計画の下で実施する。